

令和6年度中小企業等再起支援事業補助金 【 募 集 予 告 】

事業の目的

本事業は、エネルギー価格等の物価高騰の影響により業況が悪化し、厳しい経営状況におかれている中小企業・小規模事業者等が、早期の再起を図るために行う、「販路開拓」、「生産性向上」、「新商品・新役務の展開」、「売上原価の抑制」、「キャッシュレス化・新紙幣対応」の取組を支援します。

■申請受付期間

令和7年1月中旬から2月末までの申請受付を予定しています。
募集の詳細については、随時、県(中小企業支援室)のホームページ、補助金事務局の専用ホームページ(1月中旬公開予定)、市町村、商工会・商工会議所等を通じてお知らせします。

■補助対象者

以下の要件を満たす県内に本店又は住所を有する中小企業・小規模事業者等(個人事業主、一部のNPO法人含む)

エネルギー価格等の物価高騰の影響により、下記①、②のどちらかのとおり売上高等が減少していること

①「売上営業利益率」の減少

【法人の場合】申請日以前の直近決算期の「売上営業利益率」が対前期比で減少していること

【個人事業主の場合】令和6年分の「売上営業利益率」が対前年比で減少していること

※法人の場合、直近決算期の税申告が完了していない場合は、2期前と3期前の決算期を比較します。

②「売上高」の減少

令和6年4月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和6年までの同月比で30パーセント以上減少していること

■補助対象事業等

補助対象期間(予定):令和6年4月1日～令和7年2月28日(期間内に発注、納品、支払いが完了した事業)

○今回の募集は、「交付申請書兼実績報告書」形式で募集しますので、事業完了後の申請となります。また、補助対象期間内に発注したものであれば、申請受付開始前に既に支払いが完了している経費についても申請可能です。

○なお、今回の募集の申請状況等を見て、令和7年4月以降に追加募集を行う予定です。

補助対象事業	対象となる事業の例
(1) 販路開拓を図る取組 (2) 生産性向上を図る取組 (3) 新商品・新役務の展開を図る取組 (4) 売上原価の抑制を図る取組 (5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組 補助率 2/3以内 補助限度額 100万円 (下限額:10万円)	【(1) 販路開拓を図る取組】 ○新たな広告展開 ○展示会・見本市への出展、商談会への参加 など
	【(2) 生産性向上を図る取組】 ○売上管理業務を効率化するための業務システム導入 ○タブレット端末等によるセルフオーダーシステム導入 など
	【(3) 新商品・新役務の展開を図る取組】 ○新たな商品開発やそれに伴う設備導入 ○新たな販売形態(通信販売、イートインスペース等)に必要な設備導入 など
	【(4) 売上原価の抑制を図る取組】 ○原材料等を自ら製造するために必要な設備導入 ○原材料等を変更するために必要な設備導入 など
	【(5) キャッシュレス化・新紙幣対応の取組】 ○キャッシュレス化・新紙幣対応に必要な設備導入 など ※R6.4月以降に新たに契約したリース契約の費用の一部(詳細は後日公開)も補助対象とする予定です。

今回の募集では、補助対象事業の項目に「キャッシュレス化・新紙幣対応の取組」を追加します。また、補助金申請額の下限を30万円から10万円に引き下げ、15万円以上の事業から申請が可能です。